

開催日時	令和2年7月28日	場所	島原市内
参加人数	7名 (全3現場)	主催	建設業労働災害防止協会 長崎県支部島原分会
開催の目的（趣旨）			
<p>島原労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会長崎県支部島原分会と合同で行う建設現場の安全パトロールを実施しました。</p> <p>この安全パトロールは、夏本番を迎えるに際し、健康管理を含めた熱中症予防対策等を中心に実施されると同時に建設現場における労働災害防止を目的として実施されました。</p> <p>なお、令和2年の島原労働基準監督署管内の建設業については、休業4日以上の労働災害が8件（6月末現在）発生し、そのうち重篤な負傷となる可能性の高い墜落・転落災害が約63%（8人中5人）を占めております。</p> <p>【災害発生状況の詳細は次ページをご覧ください。】</p>			
概要			
<p>安全パトロールでは、梅雨終盤の雨の中開催されました。</p> <p>島原市内3現場の安全パトロールを行い、雨天であったことから雨合羽及びヤッケの着用が見られ、不浸透性等の服着用時の注意点など熱中症予防に留意することを呼びかけるとともに、墜落・転落、建設機械との接触、転倒災害防止の見える化などを重点に指導しました。</p> <p>また、パトロールの終わりに、島原労働基準監督署管内の労働災害発生状況及び災害事例の説明等を行い、昨今のコロナウイルス感染予防対策の徹底を呼びかけました。</p>			
			

# 建設業における災害事例

島原労働基準監督署管内

(令和2年1月から6月発生 全8人)

# 墜落・転落災害

## 【災害発生状況】

### 40代 休業見込 1か月

空調設備工事にかかる冷媒配管工事作業中、配管用支持金具取付のため脚立を使用して作業中、作業位置を少しずつため安全帯を外して降りようとした際、脚立が滑りバランスを崩し転落し負傷。



◎関連条文◎

移動はしご 安衛則第527条  
脚立 安衛則第528条

## 【災害発生状況】

### 40代 休業見込 1か月

屋根上で作業し、昼食のため足場支柱を使って下に降りるとき、足を滑らせバランスを崩し高さ5mから墜落し負傷。



◎関連条文◎

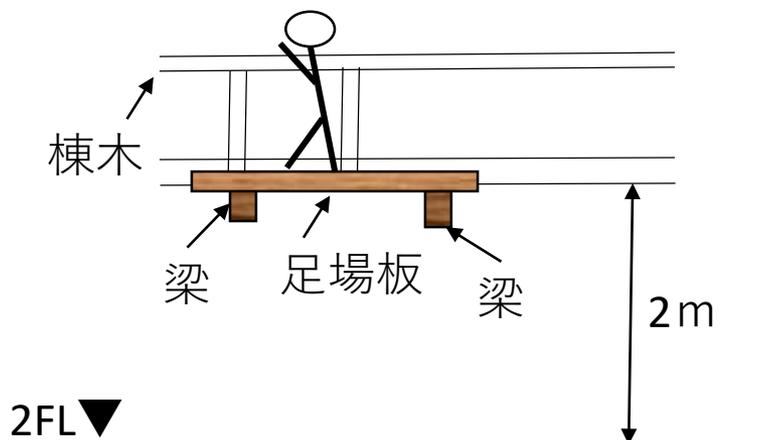
安全な昇降設備 安衛則第526条

# 墜落・転落災害

## 【災害発生状況】

### 60代 休業見込 2か月

木造住宅2階建ての改築工事中、屋根及び小屋組垂木の割付寸法を出しているとき、小屋組の梁に足場板を掛けて作業をしていたところ足場板が破損し、2m下の2階床面に墜落した。



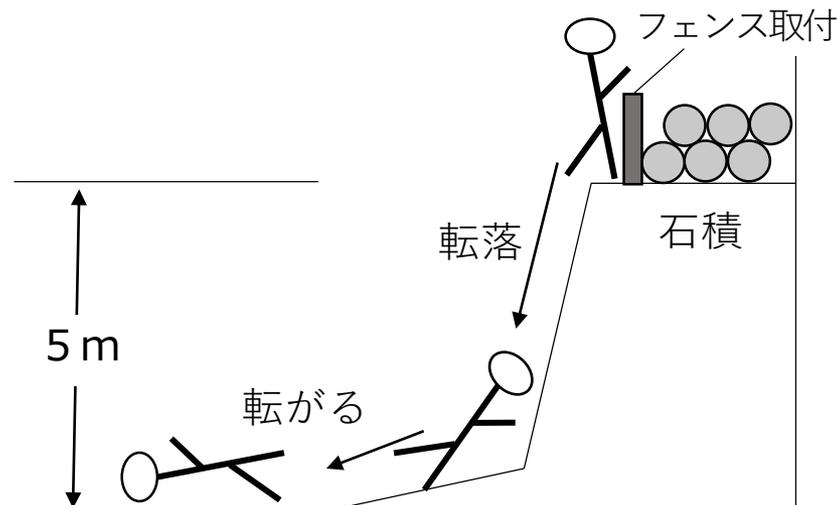
◎関連条文◎

材料（足場） 安衛則第559条  
足場板脱落防止 安衛則第563条

## 【災害発生状況】

### 50代 休業見込 10日

造成地にて石積天端コンクリートにフェンスの支柱を建込中、足がよろけて支柱を掴もうとしたが支柱が回転した際に手が滑り高さ約5m下部の法面に墜落。



◎関連条文◎

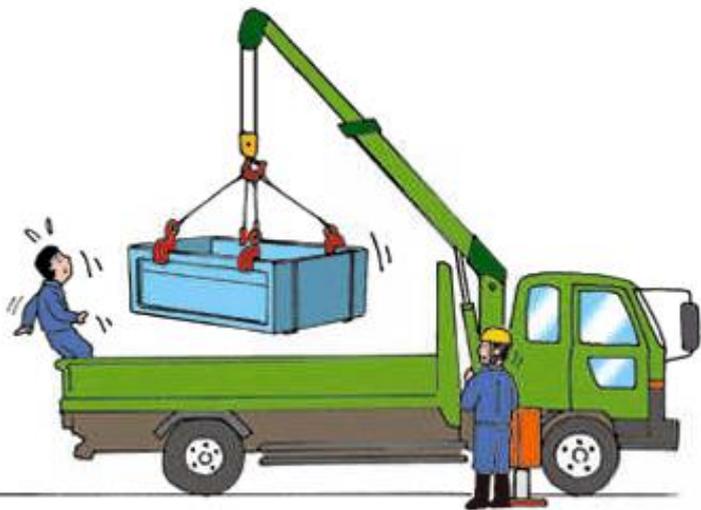
作業床の端 安衛則第519条  
安全帯の取付設備 安衛則第521条

# 車両が関係する災害

## 【災害発生状況】

**30代 休業見込 1か月**

材料をトラックに積み込み中、荷崩れを起こし、添えていた手を挟まれ負傷。



◎関連条文◎

運転の合図

荷の下の立入禁止

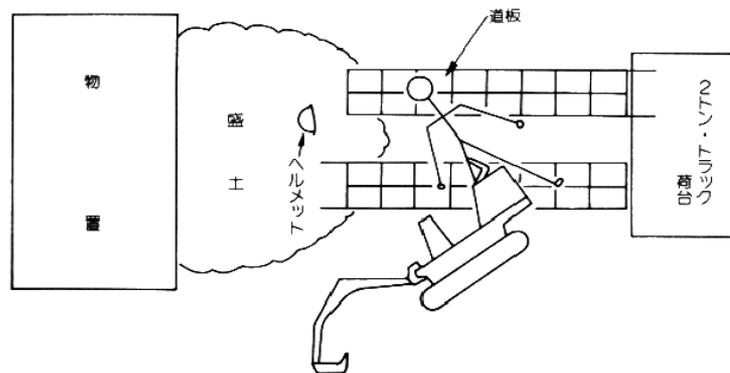
クレーン則第71条

クレーン則第74条の2

## 【災害発生状況】

**60代 休業見込 3か月**

道路脇の敷地で2tダンプにドラグ・ショベルを積み込み作業中、敷地に勾配がありダンプの荷台にキャタピラを掛け、180度旋回中にバランスが崩れ、ドラグ・ショベルが横転した時に運転席から転落した。



◎関連条文◎

車両系建設機械の移送

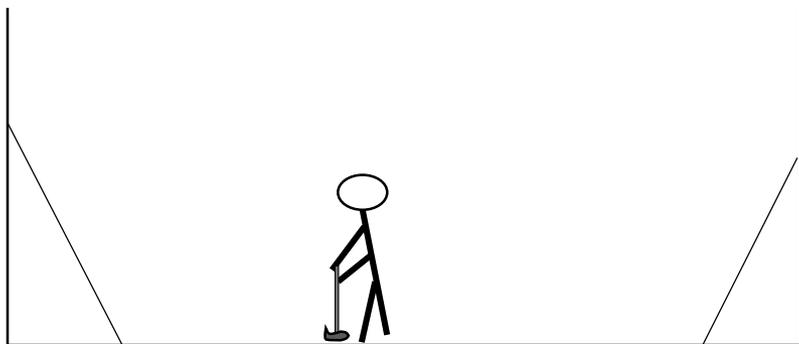
安衛則第161条

# はさまれ・巻き込まれ災害

【災害発生状況】

**40代 休業見込 6週間**

現場内で作業終了後、後片付けを行っているときハンドミキサーの刃に手袋がからみ人差し指を負傷した。



吊足場

◎関連条文◎

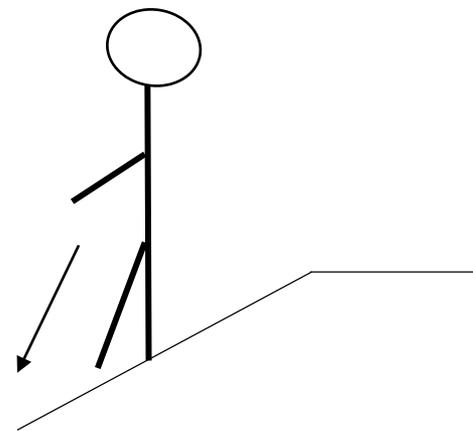
**手袋の使用禁止 安衛則第111条**

# 転倒災害

【災害発生状況】

**70代 休業見込 2か月**

墓地左官工事において材料を取りに坂道を降りていたところ、朝方の雨で足元が滑り誤って前方へ転倒し足首を負傷。



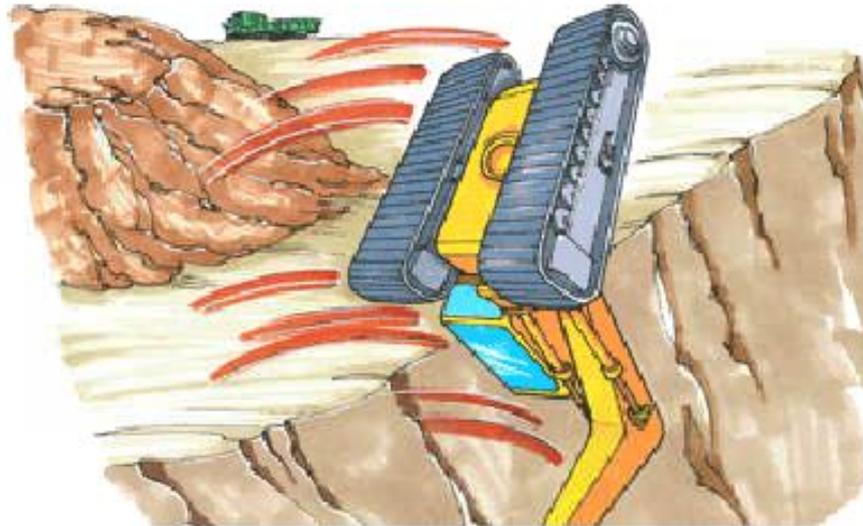
◎関連条文◎

**通路 安衛則第540条**  
**作業場の床面 安衛則第544条**

# 事業主災害

## 【災害発生状況】

0. 1<sup>3</sup>m、機体重量2,370kgのドラグ・ショベルのバケットに溶接されたフックに敷き鉄板1枚約500kgをつり上げ旋回中に横転。



◎関連条文◎

使用の制限

主たる用以外の使用制限

安衛則第163条

安衛則第164条